

第 3 2 4 回

静岡県内水面漁場管理委員会

議 事 録

令和 2 年 12 月 18 日

- 花井課長 皆様、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまから、第324回静岡県内水面漁場管理委員会を開会いたします。
- 先ほどの辞令式をもって、皆様には正式に、第21期静岡県内水面漁管理委員会の委員として、就任いただいた形となり、これから、新たなメンバーでスタートしていくわけですが、議事に入る前に、皆様には一言ずつ御挨拶をしていただきたいと思います。
- まず、会場にいらっしゃる委員の方から、御挨拶をお願いします。奥の後藤委員から順にお願いします。
- 後藤委員 日本釣振興会の後藤です。よろしくお願いいたします。
- 大石委員 同じく日本釣振興会の大石です。よろしくお願いいたします。
- 秋山委員 東海大学の秋山です。よろしくお願いいたします。
- 関委員 同じく東海大学の関です。よろしくお願いいたします。
- 服部委員 地球温暖化防止センターの服部です。よろしくお願いいたします。
- 牧野委員 興津川漁協の牧野です。よろしくお願いいたします。
- 花井課長 WEB参加の委員から御挨拶をお願いします。まず、平野委員お願いいたします。
- 平野委員 天竜川漁協の平野です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 花井課長 次に、森田委員よろしくお願いいたします。
- 森田委員 内水面連合会の森田です。
- 花井課長 次に、和泉委員よろしくお願いいたします。
- 和泉委員 稲生沢川漁協の和泉です。よろしくお願いいたします。
- 花井課長 次に、古畑委員よろしくお願いいたします。
- 古畑委員 弁護士の高畑です。よろしくお願いいたします。
- 花井課長 皆様、ありがとうございました。続きまして、事務局の方から御挨拶させていただきます。

- 山根局長 水産・海洋局長の山根です。よろしくお願いいたします。
- 板橋統括官 水産・海洋統括官の板橋です。よろしくお願いいたします。
- 花井課長 水産資源課長兼委員会事務局の花井です。よろしくお願いいたします。
- 奥野主事 委員会事務局の奥野です。よろしくお願いいたします。
- 花井課長 それでは、事務局から、WEB会議に当たりましての注意事項を御説明いたします。
- 奥野主事 WEB参加を交えた会議といたしまして、注意点を申し上げます。質疑応答の際には、名前を名乗った上で、大きな声でゆっくりと発言してください。WEB会議に関する注意は以上となります。
- 花井課長 本日は、WEBによる出席も含め、委員の皆様全員に御出席いただいております。過半数以上となりますので、漁業法第145条の要件を満たし、本委員会が成立しておりますことを報告いたします。
それでは、会長が決まるまでの間の議事については私が進行を務めさせていただきます。議事の(1)は、「会長及び会長職務代理者（副会長）の互選について」でございます。事務局より議事について御説明をいたします。
- 奥野主事 資料1「会長及び会長職務代理者、副会長の互選について」を説明します。1ページを御覧ください。
1の概要についてですが、12月1日付けで新たに内水面漁場管理委員会の委員の皆様が就任されましたので、委員会の最初の議事として、委員会の運営を司る会長及び会長職務代理者（副会長）を選出する必要があります。
2の会長副会長の職務と選出方法を御覧ください。まず選出方法につきましては漁業法等に定めがありまして、会長及び副会長は委員の互選によって選出するということになっております。
会長の職務につきましては、1つ目が委員会の招集及び会の議長となるということ、2つ目が議事の決定について委員による可否が同数の場合、会長の決するところによるといった議決権を持つということです。
また、副会長につきましては、会長に事故あるとき会長の職務を代理するということになっております。
説明は以上です。委員の皆様から会長の互選について、御審議よろしくお願いいたします。
- 花井課長 説明がありましたが、まず会長の互選について、委員の皆様から御推薦をお願いしたいと思います。
- 後藤委員 この委員会は漁協の規則や増殖義務のことも多分に取り扱うので、現場に詳

しい漁業者委員が会長にふさわしいと思います。

そこで、漁業権魚種を多く持ち、様々な魚種の増殖活動を行っている天竜川漁協の平野委員を推薦します。

○花井課長 平野委員への推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○花井課長 異議も無いようでございますので、平野委員に第21期静岡県内水面漁場管理委員会会長をお願い申し上げたいと思います。

ただいま会長が決定いたしましたので、以後の進行は平野会長をお願いしたいと思います。それでは、会長から御挨拶をお願いしたいと思います。

○平野会長 この度は、会長に御推薦いただきありがとうございます。現在、県内内水面漁協はどこも逼迫した状況が続いております。今後より一層、内水面漁業振興のため、努めて参りますので、何卒よろしく願いいたします。

○平野会長 続きまして、会長職務代理者である副会長を互選により選出したいと思います。どなたか、御推薦はございますか。

○服部委員 前任の副会長は学識委員から選出したので、今回は遊漁者委員から副会長を選出するのはどうでしょうか。遊漁者委員の中でも、本委員会2期目である、後藤委員を推薦します。

○平野会長 後藤委員への推薦がありました。皆様いかがでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○後藤委員 この度は、副会長に御推薦いただきありがとうございます。遊漁者代表委員として、遊漁者の視点を盛り込みながら、漁業者代表委員である会長をサポートしていきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○平野会長 後藤副会長ありがとうございました。本来であれば、私が議長を務めるべきところではありますが、通信事情等による不測の事態を避けるため、静岡県内水面漁場管理委員会規程第1条にかかわらず、規程第7条に基づき、今回の議長につきましては、後藤充宏副会長を指名させていただきます。

また同様に、私のほかの議事録署名人につきましても、規程第5条にかかわらず、規程第7条に基づき、関いずみ委員と大石委員を指名させていただきます。

○後藤副会長 それでは、議長の御指名がありましたので、私が議事を進行させていただきます。議事の(1)については、決定ということで終了いたします。

○後藤副会長

続きまして、議事の(2)は「目標増殖量について」でございます。

まずは、ア「令和2年増殖実施結果について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。

○奥野主事

まず、経緯を御説明いたします。資料2-1を御覧ください。

漁業法第168条の規定により、第5種共同漁業権を免許された者は漁業権の対象となっている水産動植物について増殖の義務を負っています。

増殖の方法及び規模については、水産庁長官通知により、各都道府県の内水面漁場管理委員会が定めた増殖方法及び規模（目標増殖量）により増殖義務を履行することとされています。

毎年の目標増殖量については、各漁協へのより具体的なヒアリングの結果や資源動向を踏まえ、より適切な目標増殖量のあり方を検討されてきましたが、その結論が得られるまでは、現状の目標増殖量を基礎として検討することとしておりました。

平成31年目標増殖量については、上記の考え方に則り、「漁協の存続を第一に」という前提を置き、基準となる目標増殖量（平成21年目標増殖量または平成26年目標増殖量）に、推定採捕者数の減少割合を掛けた数字を目標増殖量とし、31漁業権中29漁業権で例年より削減した数量を指示しました。

令和2年度の目標増殖量については、平成31年目標増殖量で大幅な見直しを行ったため、平成31年度の増殖実施結果を踏まえ、推定採捕者数の算出方法の見直しや、ニジマスの目標増殖量の単位に「kg」を導入し、「尾」と「kg」二つの単位を漁協が選択できるようにするなどの改善を行いました。

次に、令和2年増殖実施結果について報告いたします。漁業権魚種となっている11魚種のうち、フナ、ウグイ、オイカワの3魚種では全ての漁業権者で目標増殖量を達成しました。一方、放流による増殖を全国的に自粛しているコイなどの特別な事情のある魚種を除く7魚種で目標を達成できない漁業権者が見られましたが、その理由はいずれも、台風による漁場の荒廃、種苗自体の不漁等が挙げられました。

目標を達成できなかった魚種とその理由等を御説明します。

アユは、全23漁業権中、1漁業権が目標を達成できませんでした。理由としては、台風により漁場が利用不能となったためです。

ウナギは、全14漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、うなぎ養殖業の許可制度が平成27年に始まってから放流用種苗が不足していることが、最も多く上げられております。また、台風により漁場が利用不能となったためという理由もございました。

アマゴは、全26漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、台風により漁場が利用不能となったためです。

ニジマスは、全14漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由は、新型コロナウイルス感染症によるイベント中止や、台風により漁場が利用不能となったためです。

ワカサギは、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成で

きませんでした。理由としては、供給元の需要が逼迫し、種苗が調達できなかったためです。

イワナについても、1漁業権が漁業権対象魚種としておりますが、目標を達成できませんでした。理由としては、台風により漁場が利用不能となったためです。

モクズガニは、全4漁業権中3漁業権で目標を達成できませんでした。理由としては、供給元である浜名湖において、種苗を十分に確保できなかったためです。

令和2年増殖実施結果については以上です。

○後藤副会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○服部委員 台風により、漁場が利用不能になったとの事ですが、現在、漁場は改善されているのでしょうか。

○奥野主事 現在、漁場の復旧工事が続いておりますが、漁場のダメージが大きく、復旧工事はしばらく続く見込みです。

○花井課長 補足をさせていただきますと、漁場自体がダメージを受けていることはもちろんのこと、漁場に行くまでの交通も遮断されているため、復旧の目処が立たないというのが実情でございます。

○服部委員 それでは、今年度中の復旧は難しいということですね。

○花井課長 今年度は、もちろんのこと来年度も難しいのではと考えております。

○後藤副会長 よろしいでしょうか。ワカサギについて「供給元の需要が逼迫している」というのはどういうことでしょうか。

○奥野主事 ワカサギについては、県内で供給可能なのは、内漁連のみとなっております。このため、内漁連で供給ができない場合、他県からの供給に頼るわけですが、他県の需要も逼迫しており、供給先が見つからなかったということです。

○後藤委員 今後もそのような状態は続くのでしょうか。

○奥野主事 報告をいただいている漁協は、現在、内漁連からの供給に頼っていますけれども、今後、内漁連以外の供給先を探す努力をしていくとのことでした。

○後藤委員 分かりました。

○関委員 ワカサギが漁業権魚種となっているのは、どの漁協でしょうか。

- 奥野主事 ワカサギは、天竜川漁協の漁業権魚種です。
- 平野会長 よろしいですか。天竜川漁協の平野です。天竜川漁協は、ダム湖へのワカサギの放流を続けてきているのですが、釣り人が釣ったという事例はほとんどありません。それよりも、ダム湖での再生産を期待して放流しているものであります。ところが、内漁連からの供給ができなくなっているここ数年は、全く放流できていないという状態が続いており、漁協としても、他の供給先を模索している最中であります。このような事情でありますので、何卒御理解いただきたいと存じます。
- 後藤委員 分かりました。
- 平野会長 1点、よろしいでしょうか。漁業法を見ますと、「命令に従わない時は、都道府県知事は、当該漁業権を取り消さなければならない」と謳っておりますが、これについては、何年かの経過を見て、決定するというような考え方でよろしいでしょうか。
- 板橋統括官 漁業法169条の第2項についてですが、前提として、第1項で、都道府県知事は、免許を受けた者が、水産動植物の増殖を怠っていると認めるときは、内水面漁場管理委員会の意見を聞いた上で、増殖計画を定めまして、この計画に従って増殖すべきことを命ずることができると規定しております。そして、第2項では、その命令に従わない時は、漁業権を取り消さなければならないとなっております。現段階では、増殖命令も出していないというような状態であります。
- 平野会長 分かりました。少し心配になりましたので、御質問させていただきました。
- 関委員 漁業法169条1項で、水産動植物の増殖を怠っているということを謳っているのですが、具体的に増殖を怠っていることに関しての基準はあるのですか。
- 奥野主事 事務局の奥野です。増殖を怠っているということに関して、具体的な基準を定めているわけではないのですが、今回、増殖実施量が目標に満たなかった漁協の理由を見ますと、天災や種苗が手に入らない等、努力をしているけれどもできなかったという理由が挙げられており、これらは、増殖を怠っているということに該当しないと判断しております。
- 現在、増殖計画を発令するような事態にはなっていないのですが、実際に、発令するような事例として、増殖することが可能であるけれども、増殖を怠っているような事例が該当するのではないかと考えております。
- 後藤副会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(2)のアでございますが、終了してよろしいでしょうか。

- 委員一同 異議なし。
- 後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の(2)のAについては、終了いたします。
- 後藤副会長 続きまして、イ「今後の目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 今後の目標増殖量について御説明いたします。資料2-2を御覧ください。まず、本年の目標増殖量の考え方について、御説明いたします。目標増殖量については、これが各漁協の負担となり経営を圧迫している可能性があるなどの理由から、平成29年から見直し作業を進めた結果、第317回委員会において、前年の目標増殖量を単に踏襲する平成30年以前までの方法を見直しました。さらに、第320回の委員会において、漁協からの要望を基にした修正を加え、現在以下の考え方で目標増殖量を算出しております。
- 目標増殖量の算出方法について、御説明します。ウナギ、ウグイ、オイカワ及びコイを除く魚種については、下記のとおり計算方法で目標増殖量を算出しております。
- 採捕者数については、直近5年間の採捕者数の5つの値の内、最高値、最低値を除いた3つの値の平均を求めた上で、平成21年度の採捕者数に対する比率を求めます。この比率を基準となる目標増殖量に掛けることで、目標増殖量を求めております。
- 基準となる目標増殖量については、県内全漁協で目標増殖量を達成した平成21年の目標増殖量を原則としており、平成26年の免許更新時に目標増殖量に変更のあった漁協は平成26年の目標増殖量とします。
- また、第320回の委員会において、令和3年の目標増殖量までは、令和元年目標増殖量を上限とすることとされております。
- これは、現在、漁協が回復を図っていく最中で、上記の計算式を適用した場合、目標増殖量が増えてしまうからです。
- 採捕者数の求め方を御説明いたします。資料11ページを御覧ください。組合員数については、水協法の規定により、30日以上操業することとされているため、組合員数に30を掛けた値をB組合員の採捕者数と推定しております。
- 遊漁者数については、日券は1としてカウントします。年券については、日券に換算した場合、同様に日券を買った場合において、元が取れる日数を枚数に掛けました。具体的には、日券が1,000円、年券が6,000円である場合、6日以上は、川に入るであろうと仮定して、年券の枚数に6を掛けます。これらを足した値がEとなり、遊漁者の採捕者数と推定しております。
- そして、最終的にB組合員の採捕者数の推定と、E遊漁者の採捕者数の推定の値を足したものが採捕者数の推定となります。
- ウナギについては、漁協への負担が単価によって左右されるため、基準年の単価を基準として、前年度の単価との変動比率の逆数を基準となる目標増殖

量に掛け合わせることにより、目標増殖量を求めております。

ウグイ、オイカワ及びコイについては、前年の目標増殖量を維持しております。

ニジマスについては、目標増殖量の単位を「尾数」と「kg」で選択可能としております。これは、キャッチアンドリリースの特定区などを定める漁協が増える中、大型のニジマスを放流する漁協と稚魚などの小型のニジマスを放流する漁協とで、負担が違うためです。ニジマスの重量に関しては、全漁協からの報告を基に重量の平均を求めております。

次に、来年の目標増殖量について御説明いたします。平成30年より上記のような目標増殖量の見直しを行った結果、令和元年度は、7漁協の当期損失が黒字になるなど、漁協経営の改善などに一定の効果が見られたことから、令和3年の目標増殖量についても令和2年の目標増殖量の考え方を維持していきます。より適切な目標増殖量のあり方として、現在の目標増殖量の算定方法は、採捕者数の増減の比率を基にしておりますが、理想としては、魚種ごとの採捕量の増減の比率を基として、目標増殖量を算定したいと考えております。このためには、採捕量の把握が必須なため、ある程度の精度で採捕量を把握できる遊漁者を対象としたアンケート調査の実施を検討していきます。

特に、ウナギについては、多くの漁協で負担になっていることや、採捕者数の母数が少ないことから、より正確な採捕者数を把握する手段を検討し、順次見直すことといたします。

今後の目標増殖量については以上です。事務局からの説明は以上です。

○後藤副会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○服部委員 正確な採捕量を把握するというのは、今後ずっと課題になるかと思うのですが、何か具体的な方法は考えていらっしゃいますか。

○花井課長 正直に申し上げますと、具体的な考えは未だ見つかっておりません。やはり、実際に遊漁を行う現場の方から良いアイデアをいただければと考えております。

○服部委員 申告がメリットになるような方法が見つかるとうれしいですね。

○大石委員 例えば今、SNS等が非常に発達しておりますので、エントリー制でポイントを付与させるとか、何か表彰されるとかのほうが、景品よりも釣り人は好むと思います。これは、釣りメーカーなどで、よく行っている手法になります。

○後藤委員 釣りメーカーさんでは、色々とダービーをやっているのが、見受けられますし、その辺で色々と御協力できるようなことがあればしていきたいと思っております。

○花井課長 よろしく願いいたします。

- 後藤委員 現在、漁協でもそのような取り組みを行っているかところがあるかと思いません。内水面では、サクラマスのカッチアンドリリース区等は、ダービーが特に盛んなところになるので、参考になるかもしれません。漁協としてこのあたりどうでしょうか？
- 平野会長 ダービー等を開催することで、魚種ごとの採捕量が正確に把握できるかについては、必ずしもそうではありません。天竜川漁協では、サツキマスダービーやウグイダービーなんかを開催しております。毎年上位入賞者に対しては、景品付きで表彰を行っております。しかし、登録者が非常に少ないというのが現状であります。サツキマスダービーは、ある程度定着してきたのですが、ウグイダービーについては、全く定着する目処が立ちませんでしたので、ここ数年は、休止状態となっております。いずれにしろ、釣り人から釣果を正確に聞き出すというのは、非常に難しいというところがあります。天竜川漁協では、特にアユについて、1日100匹までという上限を設けておりますが、100匹を超えるとすぐに車の別のケースに取り替えてしまい、何食わぬ顔で釣り始めるというのが現状であります。いずれにしろ、採捕量を正確に把握できる方法を導入できることを願っております。
- 後藤委員 釣協会の方でも、資源保護の観点から、採り過ぎないような方法を模索していこうという流れになっておりますので、何か良い方法があれば、御協力していきたいと思えます。よろしく願いいたします。
- 後藤副会長 その他、御意見、御質問等ございますでしょうか。御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(2)のイでございますが、終了してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の(2)のイについては、終了いたします。
- 後藤副会長 続きまして、ウ「令和2年目標増殖量について」でございます。それでは、事務局より議事について説明をお願いいたします。
- 奥野主事 令和3年目標増殖量について御説明いたします。資料2-3を御覧ください。令和3年目標増殖量については、資料2-2「今後の目標増殖量について」において協議いただいた考え方に基づき、決定します。
令和3年目標増殖量について次のページ「令和3年目標増殖量(案)」のとおり決定してよろしいか。御審議よろしく願いいたします。
- 後藤副会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、この

ことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長 よろしいでしょうか。令和3年目標増殖量については、このとおりであります
すが、令和2年目標増殖量と比較して何か変わったところがございますか。

○奥野主事 13, 14ページを御覧ください。比率が太字になっている漁協に関しては、全
て目標増殖量が減っております。この部分については、後日、分かりやすい表
を送付させていただきます。

○秋山委員 ウグイ、オイカワについては、産卵場の造成による増殖となっております。
昔から気になっていたことではあるのですが、これらについては、本当
に魚の増殖に適した場所で行っているのでしょうか。また、どの程度の広さで
行っているのでしょうか。そして、最終的には効果の検証まで行っているの
でしょうか。

○奥野主事 広さについては、産卵場として効果が認められる広さが決まっておりますの
で、この基準に合わせて造成しております。効果の検証については、こちらか
らは求めておりません。

○花井課長 補足いたしますと、産卵場を造成した場所は、写真等で確認しております。
これらを見る限りでは、産卵場に適した場所で造成を行っているのを確認
しておりますので、問題ないかと思えます。

○後藤副会長 その他、御意見、御質問等ございますでしょうか。御意見も出尽くしたよう
でございますので、議事の(2)のウでございますが、事務局案のとおり決定し
てよろしいでしょうか。

○委員一同 異議なし。

○後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の(2)のウについては、決定という
ことで終了いたします。

○後藤副会長 続きまして、議事の(3)は「原野谷川非出資漁業協同組合（内共第19号）遊
漁規則の変更について」でございます。それでは、事務局より議事について説
明をお願いいたします。

○奥野主事 それでは、議事の3について説明させていただきます。資料3をご覧ください。
今回の遊漁規則変更の内容とその経緯について説明させていただきます。
今回の遊漁規則変更の内容は、あまごキャッチアンドリリース区域の延長です。
経緯を説明いたします。資料5ページ、6ページの参考資料を合わせて御覧
ください。本漁協では、平成30年度からにじます、平成31年度からあまごの
キャッチアンドリリース区を設置し、冬はにじます、夏はあまご資源の有効活

用を図ってきました。

本区域の設置以降、遊漁者は増加の一途をたどっており、現在、本区域における遊漁料収入は、漁協の存続にとって欠かせないものとなっております。

一方、あまごのキャッチアンドリリース区については、遊漁者や組合員からも大変好評な漁場であることから、休日などは大変混雑し、遊漁者や組合員からは漁場拡大の要望が多く寄せられてきているところです。

このため、今回、にじますの設定区域に合わせ、あまごのキャッチアンドリリース区域を延長したいとしています。

続きまして2の概要として、変更する事項になります。資料4ページの参考資料を合わせて御覧ください。

1つ目は、あまごキャッチアンドリリース区域延長です。現在のあまごキャッチアンドリリース区は、笠掛堰堤から上流全域となっております。これを、ならここキャンプ場堰堤から上流全域に変更いたします。

最後に3の諮問の内容です。今回の諮問内容は原野谷川非出資漁業協同組合（内共第19号）遊漁規則の変更について、上記のとおりの変更を認可してよろしいかお諮りします。御審議よろしくお願いいたします。

○後藤副会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。

○平野会長 今回、あまごのキャッチアンドリリース区域をかなり延長するわけですが、今後の遊漁者の伸びの期待値が分かれば教えていただきたいと思います。

○奥野主事 今後、どの程度遊漁者が増えるかについて目処は立っておりません。しかし、現段階で遊漁者がかなり増えていることについては、遊漁券の発券枚数から明らかですので今後も増えていくであろうという予測の上で、今回の変更を行いたいとのことです。

○板橋統括官 補足させていただきますと、過去の遊漁券の販売数は出ておりまして、日券、年券ともに、大幅に増加しております。年券に至っては、平成29年と比べて、5倍程度の増加となっております。このような状況から、日によっては、遊漁者が非常に多く来られていて、現状の漁場では余裕がない時もあるとのことです。このようなことから、漁場の拡大の要望が挙げられているという流れになります。今後、具体的に遊漁者がどの程度増えるのかを根拠に、漁場を拡大するというわけではないことだけ御了承ください。

○平野会長 ただ、漁場が広がるだけだと、混雑が広がるだけで、漁場の管理等が行き届かないといったことも想定されますので、その点は、注意深く様子を見ていく必要があるかと思えます。

○奥野主事 資料の地図を見ていただくと、河川に沿って道路が続いております。漁協としては、この道を使って車で巡回するとしておりますので、監視に対する負担

については、問題ないとのことです。また、この区域には、ならここキャンプ場等がある関係で、駐車場等が整備されております。このような点からも、管理については、問題ないと予測しております。

○平野会長

分かりました。

○服部委員

キャッチアンドリリースが人気のある理由は何ですか。これだけ、人気があるものであれば、他の漁協にも活かせるのではないかと思います。

○後藤委員

フライやルアーは、もともと英国から入ってきたもので、彼らが魚を食べないという慣習もあって、キャッチアンドリリースを原則として、そのまま、日本に馴染んだものになります。そして、近年、若い層を中心に人気のある漁法です。そこでそら辺を上手く取り込んだのではないかと思います。

○大石委員

海では、食べることを目的として、魚を釣るのですけれども、内水面においては、ゲーム感覚で、釣ること自体を楽しむことを目的としております。このような点から、特に、若い人に対して人気があり、全国的に遊漁者が増えております。また、新型コロナウイルスの影響もあいまって、釣りが注目されますので、今後より人口が増えるのではないかと期待はあります。

○服部委員

先ほど、混雑という話があったので、漁場で密になってしまうのではないかとと思うのですが、そのような点は心配ないのですか。

○大石委員

ルアーやフライは、他の漁法と比べても特に人との間隔を取らないといけないうりになりますので、必然的に距離は保てると思います。

○後藤副会長

釣りは、距離を詰めてやるものではないので、その点は心配ないのかなと思います。ただ、外ではありますが、マスクはしている人は多いです。

○服部委員

そうすると、今後期待ができるものということですね。

○大石委員

特に、今回の場合は、キャンプ場や登山ルートもありますので、人の動きが活性化されることで、今後観光にも良い影響が出てくるのではないかと考えております。

○平野会長

天竜川漁協においても、専用区等がありキャッチアンドリリースで運用しているのですけれども、この中で、昨年、マスのルアーフライの大会を開催した際に、持ち帰りも可として、開催したところ、かなり人数が増えました。具体的には、例年の参加者が40名程であったのが、80名程に増加いたしました。やはり、層によって違うのではないかと思います。以上、参考ですが、このようなこともあります。

- 後藤副会長 ありがとうございます。他に、御意見・御相談等ございますでしょうか。
- 後藤副会長 御意見も出尽くしたようでございますので、議事の(3)でございますが、事務局案のとおり決定してよろしいでしょうか。
- 委員一同 異議なし。
- 後藤副会長 ありがとうございます。それでは、議事の(3)については、決定ということで終了いたします。
- 後藤副会長 続きまして、議事の(4)「漁業法の一部改正について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。
- 奥野主事 漁業法の一部改正について、御説明いたします。
資料4を御覧ください。漁業法改正の概要について、御説明いたします。
漁業法が2018年12月に70年ぶりに改正され、12月1日に施行されました。今回は「漁業の成長産業化」を掲げ、政府の規制改革推進会議の議論を経て2018年6月に決定した水産政策改革を受けての改正となります。漁業法改正の目的は、最近の漁業をめぐるさまざまな変化に対応し、国内漁業の生産力を高めるため、新たな資源管理体制への移行や漁場の有効利用等が図れるようにすることとなっておりますが、この主旨は基本的に海面漁業を意識して作成されたものになり、内水面漁業はこれに続く形となります。内水面に関しても影響する事項がありますので、これについて御説明いたします。
第2内水面漁業に影響する事項について、まず、静岡県内水面漁業調整規則が改定されます。改正漁業法に合わせ、「都道府県漁業調整規則例」が新たに定められ、海面に適用していた静岡県漁業調整規則及び静岡県内水面漁業調整規則を廃止し、両者を合わせた静岡県漁業調整規則が新たに制定されることになりました。
次に、漁場計画（漁業法第67条）についてです。内水面漁場計画の作成は従来10年ごとの作成でしたが、漁業法の改正に伴い、5年ごとに作成することとなりました。第五種共同漁業権の存続期間は10年のままです。これから、漁業免許の存続期間の間に漁場計画を作成することになります。
さらに、密漁防止対策に変更があります。シラスウナギが特定水産動植物に指定されたことにより、うなぎ稚魚漁業が知事許可漁業化されます。静岡県では、令和4年漁期から施行される予定となっております。また、特定水産動植物の採捕に違反した場合の罰則が強化され、最高3,000万円の罰金が科せられる場合があります。
そして、「漁業生産力の発展に関する計画」の作成義務が漁協に課せられます。
この計画に関しては、漁業権者からの都道府県知事に対する提出義務、年に1回点検し知事に報告する義務が規定されています。計画は総会において諮った上で提出していただき、年に1回以上、当該計画の履行状況の確認や妥

当性の評価を行うとともに、必要に応じて見直しを行っていただきます。

最後に、「資源管理の状況等の報告」の作成義務が漁協に課せられます。この報告は知事から内水面漁業調整委員会へと報告されることになります。都道府県知事は、この報告を基に、漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導し、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべき旨を勧告するものとされています。そして、この勧告に従わない場合、都道府県知事は、漁業権者に対し、その漁業権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができます。

第3内水面漁場管理委員会に影響する事項、静岡県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正について、文書等の閲覧請求先が、旧漁業法第34条第7項の「海区漁業調整委員会」から新漁業法第89条第6項では「都道府県知事」に改まったことで、第8条の規定が不要となったため削除しました。この場合、「海区」を「内水面」と読み替えます。

第14、15条の規定では、旧漁業法第10条（漁業権の免許）の規定による処分に係る意見の聴取に行政手続法を準用することとしていたが、本来は不利益処分に該当しないため、削除しました。

その他として法改正に伴う関係法令等の条項等所要の修正を行いました。漁業法の一部改正については、以上となります。

- 後藤副会長 ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、何か御意見、御質問などございますか。
- 奥野主事 1点補足させてください。本内容については、11月下旬から、12月初旬にかけて県内内水面漁協を対象に説明会を開催しておりますので、県内内水面漁協の皆様には御理解いただいている旨、御承知おきください。
- 後藤副会長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。特にないようでございますので、他に何か連絡事項等ございますか。
- 奥野主事 次回の委員会については、3月を予定しております。具体的な日程は決まっておりますませんが、後日、日程調整等させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 後藤副会長 他に御意見、御質問等ございますでしょうか。特にないようでございますので、以上で本日の議事についてはすべて終了とさせていただきます。
皆様、どうもありがとうございました。以後の進行につきましては、事務局にお願いします。
- 花井課長 後藤副会長どうもありがとうございました。
委員の皆様、本日は長時間にわたり御審議いただきましてありがとうございました。それでは、これをもちまして、第324回静岡県内水面漁場管理委員会を閉会いたします。

上記議事録の正当なることを確証するために、議長は議事録署名人とともに記名押印する。

令和 3 年 2 月 19 日

議長 後藤 充宏



令和 3 年 2 月 26 日

議事録署名人 関 いずみ



令和 3 年 3 月 6 日

議事録署名人 大石 真依子



